

死刑台への逃走／長部日出雄

の逃走

長部日出雄

長部日出雄 (おさべひでお)

昭和9年青森県生まれ。早大中退。

週刊誌記者、編集者、テレビ・ドキュメンタリー構成者などを経て、現在はおもに映画批評、ルポルタージュを執筆。

死刑台への逃走

定価 四五〇円

昭和四十四年八月一日 初版発行

著者 長部日出雄

発行者 能見正比古

印刷 信毎印刷

製本 篠崎製本

発行所 立風書房

東京都品川区旗の台六ノ二九
電話 東京(七八六)六五六一
振替 東京七四四九三 一四一

落丁・乱丁本はおとりかえます。

© HIDEO OSABE 1969

0095-12116-8909

目次

8	7	6	5	4	3	2	1
故郷	悪夢	ふたたび、N	波紋	反証	事件	N	独房
.....							
149	131	107	83	59	27	15	5

9	みたび、N	165
10	死刑囚	173
11	殺意	209
12	死刑台	223
	あとがき	250

装幀・カメラ……幡谷紀夫

死刑台への逃走

1

独

房

1

死刑囚は、暗い独房のなかに閉じこめられている。

2

あなたは、死刑囚が置かれている場所を想像できるだろうか。いや、わたしは死刑囚の置かれている場所を想像できるだろうか。

3

ある夜、眠りに入る前に、自分が死刑囚になった場合を想像してみようと試みた。
舎房に入る。

まったく無表情なコンクリートの廊下をはさんで、黒い壁の南側に二十五、北側に二十五、計五十の白木の扉が並んでいる。扉には鉄の把手とつてが冷たく光っている。それは、火葬場のカマドのようにも見え、古い木製の冷蔵庫のようにも見える。

4

扉は、身をかかめなければ入れないほどの大きさだ。身をかかめて、北側の独房に入る。背後に、扉

がしまる音を聞けば、もちろん、自分の意志ではもう外に出ることはできない。

5

目が慣れるまでは、何も見えないほど、なかは暗い。窓が目隠し板で塞がれているからである。底冷えのする寒気が、足元から肌にしみこんでくる。それと同時に、ほとんど嘔吐おうとを催させるほどの、異様な、耐えがたい臭気が、鼻を刺す。

6

目隠し板から洩れる微かな光りに目が慣れると、ようやく独房の全景が見えてくる。約三畳ほどの広さの床に、畳が一枚だけ敷かれている。

コンクリートの壁の上半分は白く、下半分は真黒に塗られている。房の一隅に、直径五十センチぐらいの漬物樽がある。臭気の原因は、これだ。

7

便器である。まったく日が当たることのない独房の片隅で、一日一日を死に直面して生きていた死刑囚の便を漬け、「死」を重石おもしにして、長い間籠すえ続けてきた樽。





夜になる。

8

死刑囚独房は、無明の奈落を思わせるような真の闇になるのだろうか。いや、房内は常夜、五燭の電灯でぼんやりと照らされている。その薄明のなかで、死刑囚は、看視口から覗きこむ看守の目を意識しながら、朝の九時を待つのだ。死刑囚にとって、自分の死はすでに確定されている。が、それがいつ来るかはわからない。この点では、死刑囚独房のなかにいる人間と、その外にいる人間との間に変わりはない。違っているのは、死刑囚にはそれが明朝の九時に来るかもしれないということだ。つまり、死刑囚に残された確実な「生」は、明朝九時までの時間しかないのである。使い古された言葉でいえば、これはまぎれもない「極限状況」だ。わたしは自分がその極限状況に置かれた場合を想像しようとして、深夜、死刑囚が直面している条件を意識のなかに反芻し、小さなアパートの一室を、死刑囚の独房に変えようと試みた。

9

ここは、脱出不可能の狭い部屋だ。天井には、明るさよりもむしろ暗さを感じさせる五燭の電灯。周囲は、下半分が真黒に塗られた厚さ三十センチのコンクリートの壁。寒気は、その壁と床を通し、肌を通して、骨の芯にまでしみこむ。臭気は、鼻孔からしのびこみ、食道を通して、胃袋を内側からノドの

あたりまでつかみ上げる。心臓は、ヒヤリと氷の刃をあてられたように縮み上がり、その緊縮によって音量を高められた鼓動が、刻一刻と迫ってくる「死」を告げる時鐘のように、頭のなかに次第に大きく響いてくる。息苦しく、薄暗く、寒く、くさい。そのなかで、明朝に迫る「死」。

10

不眠症の患者が、数をかぞえるように、くりかえしわたしは反芻した。……息苦しく、薄暗く、寒く、くさい。そのなかで、明朝に迫る「死」。迫る「死」。「死」。

11

突然、わたしは名状しがたい恐怖に襲われて起き上がった。その恐怖感を具体的に説明することは難しいが、そのときわたしは無意識のうちに、極限状況の底にある深淵をチラとかいま見たのだと思う。起き上がったのは、想像を中断して、その深淵のそばから逃げ帰ったのだ。それは、なまかな想像など、厳しく拒否する恐ろしい世界であった。

12

だが、いま一度そのそばに近づいてみなければなるまい。この死刑囚監房をつくったのは、ほかならぬわたしたち人間だからである。それを凝視することは、つまるところ自分自身の姿を鏡に映し出すこ

とになるだろう。とすれば、いかに恐ろしくても、眼をそらすわけにはいかない。無意識のうちにチラとかいま見て、名状しがたい恐怖に襲われたものは、実は、わたし自身の顔であったかも知れないのだ。

13

これまでの通念に従えば、ドキュメントとは、記録者が丹念に調査して得た「客観的と思われる事実」を読者に提出するものであろう。が、このドキュメントは、そうした通念からはかなりはずれたものになるだろう。何故なら、第一に、死刑囚については「客観的と思われる事実」を集めることが、非常に困難なのだ。この取材のあいだ、何度となく法務省に足を運び、全国の刑務所、拘留所に手紙を出し、実際に東京拘置所、宮城刑務所を訪れたが、当局者からはごく些細なデータしか得られなかった。法務省矯正局はいう。

「死刑囚について語ることは、死刑囚およびその家族の名誉を毀損することになりますから、お答えできません」

14

だが、死刑囚とその家族にとって、名誉はすでに毀損されている。残されているものは、「回復されるべき名誉」だけだ。いや、すべての犯罪とその関係者にとって残されているものは、名誉の回復と、

それを可能にする「事件の真実」の発見であると思う。

15

法務当局の死刑囚に関する秘密主義の壁は、きわめて厚い。その壁の向う側をさぐるためには、壁のこちら側で集めた材料によるしかない。

たとえば、前に書いた死刑囚独房の描写は、昭和二十五年の「人民大会事件」でGHQに逮捕され、いかなる力の作用によってか、宮城刑務所の死刑囚舎房に入れられた大西兼治氏と、松川事件で一審、二審に死刑の判決を受け、同じく宮城刑務所の死刑囚舎房に入れられていた本田昇氏、佐藤一氏らの記憶によるものである。

第二に、法務当局の死刑密行主義の壁がなかったとしても、「客観的な事実」などというものは、そうたやすく手に入るものとは思われない。また、かりに死刑囚独房を覗きこむことができたとしても、そこに置かれている死刑囚の内部までうかがうことは難しい。

以上のような理由から、わたしたちは壁のこちら側の調査に加えて、しばしば記録者の枠を逸脱し、壁の向う側にひろがっている「見えない世界」を想像した。

わたしたちは、「客観的と思われる事実」のかわりに、「調査から想像にいたるまでの軌跡」を提出する。その軌跡の延長線上に、見えない世界の「真実」があるのではないかと思われるからである。そうした旅のために、わたしたちは、この調査をはじめた時期に死刑が確定したといういわば偶然の理由

から、一つの事件を選び、ある一人の人間が罪を犯し、死刑を宣告されるまでの過程を、できるだけ精密に追跡してみようとした。